⑽　本工事は原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とし、それまでに落札者がないときは、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第99条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。

⑾　本工事は、入札時に工事費内訳書の提出（業務委託料がある場合は、業務委託料の内訳書も含む）を義務付ける試行工事である。

⑿　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。

なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。

また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。

⒀　本工事は「施工プロセスを通じた検査の試行について（平成22年３月29日付け大臣官房地方課長、技術調査課長）」による「施工プロセスを通じた検査」の試行対象工事である。

本工事においては、工事施工中、品質検査員による工事実施状況、出来形及び品質について確認を行うこととし、その結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査（完成技術検査を含む）を行うこととする。また、支払い条件は「出来高部分払方式」を採用する。

⒁　本工事は、入札参加者に対して、金融機関等による審査・与信を経て発行される契約保証の予約的機能を有する証書の提出を求める入札ボンド対象工事である。

⒂　本工事は、総合評価方式における技術提案等の採否に関わる詳細な通知をする試行工事である。

⒃　本工事は、参考見積書を競争参加資格資料と併せて提出する適用工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしているものにより構成されている特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、沖縄総合事務局が別途公示する手続きに従い、特定ＪＶとして資格の認定を受けた者又は、次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者であること。

なお、特定ＪＶの構成員は最大２社とする。

⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　沖縄総合事務局における平成25・26年度一般競争参加資格のうち「鋼橋上部工事Ａ等級」の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　特定ＪＶの代表者は、平成10年度以降に、次に掲げる①、②、③の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

特定ＪＶの代表者以外の構成員は、平成10年度以降に、次に掲げる①、④の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては、構成員の１社以上が、平成10年度以降に、次に掲げる①、②、③の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。

単体有資格業者は、平成10年度以降に、次に掲げる①、②、③の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

①　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄軌道（モノレール及び新交通は除く）であること。

②　橋梁形式がアーチ系橋梁（ランガー桁・ローゼ桁・ニールセン桁含む）、斜張橋または吊り橋の鋼橋であること。

③　最大支間長が60m以上であること。

④　橋梁形式が鋼橋であること。

なお、上記①、②、③及び①、④は同一工事であること。

⑸　特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者及び代表者以外の構成員は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。また、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合、専任を要する期間において当該工事に専任で配置できること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②㋐　特定ＪＶの代表者は、平成10年度以降に、上記⑷①、②、③に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

㋑　特定ＪＶの代表者以外の構成員は、平成10年度以降に、上記⑷①、④に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

㋒　経常ＪＶにあっては、構成員の１社以上が、平成10年度以降に、上記⑷①、②、③に掲げる工事の経験を有する者であること。

㋓　単体有資格業者は、平成10年度以降に、上記⑷①、②、③に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

㋔　当該工事の経験が沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事（港湾空港関連を除く。）に係る経験である場合において、工事成績評定点の合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係除く。）発注工事における過去２年度の工事成績評定点の平均点が２年連続で60点未満でないこと。

⑺　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和60年８月６日付け総会計第642号）に基づく指名停止を受けていないこと。

なお、特定ＪＶの構成員の一部が指名停止措置を受けた場合については、次により新たに競争参加資格の確認の申請を行うことができるものとする。

①　当該特定ＪＶの被指名停止会社以外の構成員については、被指名停止会社に代わる構成員を補充した上で、新たに特定ＪＶを結成し、特定ＪＶとしての認定（以下「認定」という。）及び競争参加資格の確認（以下「確認」という。）の申請を行うことができる。

②　①にかかわらず、残余の構成員は、被指名停止会社に代わる構成員を補充せず、単独で確認の申請を行うことができる。

③　①から②までの申請期限は、平成26年２月17日（月）12時00分までとする。